

旧統一教会への解散命令請求にあたって

政府は宗教法人法に基づき、世界平和統一家庭連合（旧統一教会）の解散命令を13日も東京地裁に請求する方針であると報じられている。旧統一教会によって長年生み出されてきた被害は悪質かつ重大なものであり、我が党としても被害者救済のための立法措置にこれまでも尽力してきた。解散命令請求が出されることは妥当な判断であると考えます。

一方で、解散命令請求が出された場合、当該の宗教法人に対して財産を保全させる法律がないことから、財産が散逸し、被害者への救済が十分に行われぬ恐れがある。我が党は先の通常国会から提案・議員立法の提出をしてきたところであるが、改めて臨時国会冒頭の20日に、財産保全を義務付ける宗教法人法の改正案を提出する（詳細別紙）。

与野党に審議・成立を呼びかけ、一刻も早く国民や被害者の不安が払拭されるよう、早期の成立を目指す所存である。

令和5年10月12日

日本維新の会 代表
馬場伸幸

宗教法人法の一部を改正する法律案 概要

財産に関する保全処分の新設（第81条の2関係）

- 1 裁判所は、宗教法人について、解散の裁判の請求があった場合等には、所轄庁、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、その決定があるまでの間、宗教法人の財産に関し、管理人による管理を命ずる処分その他の必要な保全処分を命ずることができること（会社法第825条の準用）。
- 2 1のほか、所要の会社法の規定を準用すること。

【施行期日：公布の日】

宗教法人法の一部を改正する法律案

宗教法人法（昭和二十六年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第八十一条の次に次の一条を加える。

（会社法の準用）

第八十一条の二 会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百二十五条、第八百六十八条第一項、第八百七十条第一項（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二條（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条、第八百七十四条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十五条、第八百七十六条及び第九百五条から第九百六条の二までの規定は、前条第一項の規定による裁判の請求があつた場合又は裁判所が職権で同項に規定する事件の手續を開始した場合における宗教法人の財産の保全について準用する。この場合において、同法第八百二十五条第一項中「前条第一項の申立てがあつた」とあるのは「宗教法人法第八十一条第一項の規定による裁判の請求があつた場合又は裁判所が職権で同項に規定する事件の手續を開始した」と、「法務大臣若しくは株主、社員、債権者その他の利害関係人の申立て」とあるのは「所轄庁、利害関係人若しくは検察官の請求」と、「同項の申立て」とあるのは

「当該事件」と、同条第三項中「法務大臣若しくは株主、社員、債権者その他の利害関係人の申立て」とあるのは「所轄庁、利害関係人若しくは検察官の請求」と、同法第九百六条第四項中「法務大臣」とあるのは「所轄庁又は検察官」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第八十七条の二中「及び第五項」の下に、「第八十一条の二において準用する会社法第八百二十五条第一項及び第三項並びに同法第九百六条第四項（同法第九百六条の二第四項において準用する場合を含む。）」を加える。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（宗教法人法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この法律による改正後の宗教法人法（次項において「新法」という。）の規定は、この法律の施行前にこの法律による改正前の宗教法人法第八十一条第一項の規定による裁判の請求があつた場合又は裁判所が職権で同項に規定する事件の手続を開始した場合における宗教法人の財産の保全についても適用する。

2 この法律の施行の日（附則第四条において「施行日」という。）から民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第五十三号）の施行の日（同条において「整備法施行日」という。）の前日までの間における新法第八十一条の二及び第八十七条の二の規定の適用については、新法第八十一条の二中「及び第九百五条から第九百六条の二まで」とあるのは「第九百五条及び第九百六条」と、新法第八十七条の二中「第九百六条第四項（同法第九百六条の二第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第九百六条第四項」とする。

（地方自治法の一部改正）

第三条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一宗教法人法（昭和二十六年法律第二百二十六号）の項中「及び第五項」の下に「、第八十一条の二において準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百二十五条第一項及び第三項並びに同法第九百六条第四項（同法第九百六条の二第四項において準用する場合を含む。）」を加える。

（地方自治法の一部改正に伴う経過措置）

第四条 施行日から整備法施行日の前日までの間における前条の規定による改正後の地方自治法別表第一宗

教法人法（昭和二十六年法律第百二十六号）の項の規定の適用については、同項中「第九百六条第四項（同法第九百六条の二第四項において準用する場合を含む。）」とあるのは、「第九百六条第四項」とする。

理由

宗教法人をめぐる社会状況及び宗教法人の実態の変化に対応し、宗教法人制度の適正な運用を図るため、宗教法人の財産に係る保全処分の制度を創設する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

◎ 宗教法入法の一部を改正する法律案 新旧対照表
 ○ 宗教法人法(昭和二十六年法律第百二十六号)

改正案

現行

(会社法の準用)

第八十一条の二 会社法(平成十七年法律第八十六号)第八百二十

五条、第八百六十八条第一項、第八百七十条第一項(第一号に係る

部分に限る。)、第八百七十一条、第八百七十二条(第一号及び第四

号に係る部分に限る。)、第八百七十三条、第八百七十四条(第二号

及び第三号に係る部分に限る。)、第八百七十五条、第八百七十六

条及び第九百五条から第九百六条の二までの規定は、前条第一項

の規定による裁判の請求があつた場合又は裁判所が職権で同項に

規定する事件の手續を開始した場合における宗教法人の財産の保

全について準用する。この場合において、同法第八百二十五条第

一項中「前条第一項の申立てがあつた」とあるのは「宗教法人法第

八十一条第一項の規定による裁判の請求があつた場合又は裁判所

が職権で同項に規定する事件の手續を開始した」と、「法務大臣若

しくは株主、社員、債権者その他の利害関係人の申立て」とあるの

は「所轄庁、利害関係人若しくは検察官の請求」と、「同項の申立

て」とあるのは「当該事件」と、同条第三項中「法務大臣若しくは

株主、社員、債権者その他の利害関係人の申立て」とあるのは「所

轄庁、利害関係人若しくは検察官の請求」と、同法第九百六条第四

項中「前条第一項の申立てがあつた」とあるのは「宗教法人法第

[新設]

(傍線部分は改正部分)

項中「法務大臣」とあるのは「所轄庁又は検察官」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(事務の区分)

第八十七条の二 第九条、第十四条第一項、第二項(第二十八条第二項、第三十九条第二項及び第四十六条第二項において準用する場合を含む。)及び第四項(第二十八条第二項、第三十九条第二項及び第四十六条第二項において準用する場合を含む。)、第二十五条第四項、第二十六条第四項(第三十六条において準用する場合を含む。)、第二十八条第一項、第三十九条第一項、第四十三条第三項、第四十六条第一項、第四十九条第三項、第五十一条第五項及び第六項、第七十八条の二第一項及び第二項(第七十九条第四項及び第八十条第五項において準用する場合を含む。)、第七十九条第一項から第三項まで及び第六項、第八十一条第一項、第四項及び第五項、第八十一条の二において準用する会社法第八百二十五条第一項及び第三項並びに同法第九百六条第四項(同法第九百六条の二第四項において準用する場合を含む。)並びに第八十二条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(事務の区分)

第八十七条の二 第九条、第十四条第一項、第二項(第二十八条第二項、第三十九条第二項及び第四十六条第二項において準用する場合を含む。)及び第四項(第二十八条第二項、第三十九条第二項及び第四十六条第二項において準用する場合を含む。)、第二十五条第四項、第二十六条第四項(第三十六条において準用する場合を含む。)、第二十八条第一項、第三十九条第一項、第四十三条第三項、第四十六条第一項、第四十九条第三項、第五十一条第五項及び第六項、第七十八条の二第一項及び第二項(第七十九条第四項及び第八十条第五項において準用する場合を含む。)、第七十九条第一項から第三項まで、第八十条第一項から第三項まで及び第六項、第八十一条第一項、第四項及び第五項並びに第八十二条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）（附則第三条関係）

改正案

現行

（傍線部分は改正部分）

別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）

別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）

備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

法律	事務	法律	事務
<p>〔略〕</p> <p>宗教法人法（昭和二十六年法律第二百二十六号）</p>	<p>〔略〕</p> <p>第九条、第十四条第一項、第二項（第二十八條第二項、第三十九條第二項及び第四十六條第二項において準用する場合を含む。）、及び第四項（第二十八條第二項、第三十九條第二項及び第四十六條第二項において準用する場合を含む。）、第二十五條第四項、第二十六條第四項（第三十六條において準用する場合を含む。）、第二十八條第一項、第三十九條第一項、第四十三條第三項、第四十六條第一項、第四十九條第三項、第五十一条第五項及び第六項、第七十八條の二第一項及び第二項（第七十九條第四項及び第八十條第五項において準用す</p>	<p>〔同上〕</p> <p>宗教法人法（昭和二十六年法律第二百二十六号）</p>	<p>〔同上〕</p> <p>第九条、第十四條第一項、第二項（第二十八條第二項、第三十九條第二項及び第四十六條第二項において準用する場合を含む。）、及び第四項（第二十八條第二項、第三十九條第二項及び第四十六條第二項において準用する場合を含む。）、第二十五條第四項、第二十六條第四項（第三十六條において準用する場合を含む。）、第二十八條第一項、第三十九條第一項、第四十三條第三項、第四十六條第一項、第四十九條第三項、第五十一条第五項及び第六項、第七十八條の二第一項及び第二項（第七十九條第四項及び第八十條第五項において準用す</p>

〔略〕	
〔略〕	<p>る場合を含む。)、第七十九条第一項から第三項まで、第八十条第一項から第三項まで及び第六項、第八十一条第一項、第四項及び第五項、第八十一条の二において準用する会社法(平成十七年法律第八十六号)第八百二十五条第一項及び第三項並びに同法第九百六条第四項(同法第九百六条の二第四項において準用する場合を含む。)並びに第八十二条の規定により都道府県が処理することとされている事務</p>
〔同上〕	
〔同上〕	<p>る場合を含む。)、第七十九条第一項から第三項まで、第八十条第一項から第三項まで及び第六項、第八十一条第一項、第四項及び第五項並びに第八十二条の規定により都道府県が処理することとされている事務</p>